

令和 6 年 7 月 22 日付地方税法施行規則様式改正への対応について
【令和 7 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る申告分】
(法人事業税・特別法人事業税・法人住民税)

令和 6 年度税制改正に基づき令和 6 年 7 月 22 日に地方税法施行規則様式が改正されました。改正内容や改正後の様式は、[総務省のホームページ](#)に掲載されています。

東京都が現在公開している様式は令和 6 年 7 月 22 日施行分（令和 6 年総務省令第 71 号）を反映していますが、令和 7 年 4 月 1 日施行分（令和 6 年総務省令第 72 号）は反映されていません。

令和 7 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る法人事業税、特別法人事業税及び法人住民税の申告については、改正後の様式の提供を開始するまでの間は、原則として旧様式により申告いただいて差し支えありません。

ただし下記に該当し、旧様式による申告が困難な場合は地方税法施行規則様式（上記総務省ホームページに掲載されているものと同じものです。）を使用して申告してください。

- 1 減資への対応により外形標準課税の対象となった法人が申告を行う場合
(外形標準課税の対象見直しについては[こちら](#)をご覧ください。)
 - ・ 第 6 号様式
 - ・ 第 6 号様式（その 2）
 - ・ 第 6 号様式（その 3）
- 2 上記 1 に該当する法人が地方税法附則（以下、「法附則」といいます。）第 9 条第 14 項の規定（賃上げ促進税制）により控除を受ける場合（賃上げ促進税制に関する Q & A は[こちら](#)をご覧ください。)
 - ・ 第 6 号様式別表 5 の 2（付加価値額及び資本金等の額の計算書）
 - ・ 第 6 号様式別表 5 の 6 の 3（給与等の支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書）
- 3 電気供給業又はガス供給業を行う法人が法附則第 9 条第 19 項から第 23 項又は第 25 項の規定による控除を受けようとする場合
 - ・ 第 6 号様式別表 6（収入金額に関する計算書）

発行年月日 整理番号 事務所 管理番号 申告区分

受付印 令和 年 月 日 法人番号 法人税の令和 年 月 日 申告年月日

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度の道府県民税の申告書

Table with columns: 摘要, 課税標準, 税率, 税額, 課税標準, 税率, 税額. Includes sections for 事業所得, 特別法人事業税, and 所得金額の計算の内訳.

署名 関与税理士

（電話）

発行年月日 整理番号 事務所 管理番号 申告区分

受付印 令和 年 月 日 法人番号 法人税の 令和 年 月 日 申告年月日

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税の 申告書

Table with columns for 摘要, 課税標準, 税率, 税額, and 税額. Includes sections for 第一号に掲げる事業, 第二号に掲げる事業, and 特別法人事業税.

署名 関与税理士

電話

受付印 令和 年 月 日 法人番号 法人税の令和 年 月 日 整理番号 事務所 区分 管理番号 申告区分

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税の 申告書

Table with columns: 摘要, 課税標準, 税率(100), 税額, (使途秘匿金税額等) ①, ②, ③, ④, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧, ⑨, ⑩, ⑪, ⑫, ⑬, ⑭, ⑮, ⑯, ⑰, ⑱, ⑲, ⑳, ㉑, ㉒, ㉓, ㉔, ㉕, ㉖, ㉗, ㉘, ㉙, ㉚, ㉛, ㉜, ㉝, ㉞, ㉟, ㊱, ㊲, ㊳, ㊴, ㊵, ㊶, ㊷, ㊸, ㊹, ㊺, ㊻, ㊼, ㊽, ㊾, ㊿. Rows include sections for 法第72条の2第1項第1号, 法第72条の2第1項第2号, 法第72条の2第1項第3号, 法第72条の2第1項第4号.

(事業税) (道府県民税) (署与税理士名) (電話)

(特別法人事業税)

(事業税)

		事業年度	・	・	法人名																						
(60)の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業					法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額	(77)	兆	十億	百万	千	円	00														
	所得割 (64)		兆	十億	百万	千	円	00	付加価値割 (65)		兆	十億	百万	千	円	00	同上に対する特別法人事業税額 (77)× / 100)	(78)					00				
	資本割 (66)						00	収入割 (67)						00	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額	(79)						00					
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					同上に対する特別法人事業税額 (79)× / 100)	(80)							00													
	所得割 (68)		兆	十億	百万	千	円	00	付加価値割 (69)		兆	十億	百万	千	円	00	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額	(81)						00			
	資本割 (70)						00	収入割 (71)						00	同上に対する特別法人事業税額 (81)× / 100)	(82)							00				
	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業					法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額	(83)							00													
						付加価値割 (72)		兆	十億	百万	千	円	00	同上に対する特別法人事業税額 (83)× / 100)	(84)								00				
	資本割 (73)		兆	十億	百万	千	円	00	収入割 (74)					00	合計特別法人事業税額 (78)+(80)+(82)+(84)	(85)							00				
	(60)のうち見込納付額 (75)								差引 (76)						仮装経理に基づく特別法人事業税の控除額	(86)											
	(60)の内訳													差引特別法人事業税額 (85)-(86)		(87)							00				
																		既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額		(88)						00	
																				租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額		(89)					
																				この申告により納付すべき特別法人事業税額 (87)-(88)-(89)		(90)					00
																				(90)のうち見込納付額		(91)					
														差引 (90)-(91)		(92)											

※ 処理 事項	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分
法人番号				
法人名	事業 年度	令和 令和	年 年	月 月
				日から 日まで

付加価値額及び資本金等の額の計算書 (法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)
 第1号
 第3号
 第4号

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付加価値額の計算				資本金等の額の計算			
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2③又は別表5の3⑫	①	兆 十億 百万 千 円	資本金等の額	下表2⑫若しくは下表3⑬又は別表5の2の3⑭、 同表⑮、同表⑯、同表⑰若しくは同表⑱	⑫	兆 十億 百万 千 円
	純支払利子 別表5の2の2④又は別表5の4③	②		当該事業年度の月数		⑬	月
	純支払賃借料 別表5の2の2⑤又は別表5の5③	③		⑫×⑬		⑭	兆 十億 百万 千 円
	収益配分額 ①+②+③	④		控除額計	別表5の2の3⑫、同表⑬若しくは 同表⑭又は別表5の2の4⑩	⑮	
単年度損益	第6号様式⑳又は別表5㉑	⑤		差引		⑯	⑭-⑮
付加価値額	④+⑤	⑥		⑯のうち1,000億円以下の金額		⑰	
収益配分額のうち報酬給与額に占める割合	①/④	⑦	%	⑰のうち1,000億円を超え 5,000億円以下の金額		⑱	$\frac{50}{100} \times ⑰$
雇除額 の 定計 控算	④× $\frac{70}{100}$ 雇用安定控除額	⑧	兆 十億 百万 千 円	⑱のうち5,000億円を超え 1兆円以下の金額		⑲	$\frac{25}{100} \times ⑱$
	①-⑧	⑨		仮計		⑳	⑰+⑱+⑲
雇用者給与等支給増加額	別表5の6の3㉒	⑩		国内における所得等課税事業に係る 期末の従業員数		㉑	
課税標準となる付加価値額	⑥-⑨-⑩	⑪		国内における収入金額等課税事業に係る 期末の従業員数		㉒	
				国内における特定ガス供給業に係る 期末の従業員数		㉓	
				計		㉔	㉑+㉒+㉓
				課税標準となる資本金等の額		㉕	兆 十億 百万 千 円
				㉕又は⑫×㉕/㉑、⑬×㉕/㉒若しくは⑭×㉕/㉓			

2. 資本金等の額の明細

区 分	期首現在の金額 ㉖	当期中の減少額 ㉗	当期中の増加額 ㉘	差引期末現在の金額 ㉙ (㉖-㉗+㉘)
資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額	1			
資本金の額及び資本準備金 の額の合算額	2			
法人税の資本金等の額	3			
期中に金額の増減が あった場合の理由等				

第六号様式別表五の二 (提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係) (別紙十二)

給与等の支給額が増加した場合の
付加価値額の控除に関する明細書
（法第72条の2第1項第3号に掲げる事業）

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

第六号様式別表五の六の三（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）〔別紙十六〕

期末現在の資本金の額又は出資金の額	①	円	適用可否	③
期末現在の常時使用する従業員の数	②	人		
継続雇用者給与等支給増加割合の計算				
継続雇用者給与等支給額 (34の1)	④	円	継続雇用者給与等支給増加額 ④ - ⑤ (マイナスの場合は0)	⑥ 円
継続雇用者比較給与等支給額 (34の2)又は(34の3)	⑤		継続雇用者給与等支給増加割合 ⑥ / ⑤ (⑤ = 0の場合は0)	⑦
控除対象雇用者給与等支給増加額の計算				
雇用者給与等支給額 ⑱	⑧	円	調整雇用者給与等支給額 ⑳	⑫ 円
比較雇用者給与等支給額 ㉔	⑨		調整比較雇用者給与等支給額 ㉑	⑬
雇用者給与等支給増加額 ⑧ - ⑨ (マイナスの場合は0)	⑩		調整雇用者給与等支給増加額 ⑫ - ⑬ (マイナスの場合は0)	⑭
雇用者給与等支給増加割合 ⑩ / ⑨ (⑨ = 0の場合は0)	⑪		控除対象雇用者給与等支給増加額 (⑩と⑭のうち少ない金額)	⑮
雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額の計算				
国内雇用者に対する 給与等の支給額 ⑯	⑬	円	⑯のうち雇用安定助成金額 ⑮	⑰ 円
⑯の給与等に充てるため他の 者から支払を受ける金額 ⑰	⑭	円	雇用者給与等支給額 ⑯ - ⑰ (マイナスの場合は0)	⑱ 円
⑱	⑮	円	調整雇用者給与等支給額 ⑱ - ⑲ (マイナスの場合は0)	⑳ 円
比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算				
前事業年度 ㉑	国内雇用者に対する 給与等の支給額 ㉒	円	㉒のうち雇用安定助成金額 ㉓	適用年度の月数 ㉑の前事業年度の月数 ㉕
：	：	円	円	円
比較雇用者給与等支給額 (㉒ - ㉓ + ㉔) × ㉕ (マイナスの場合は0)				㉖ 円
調整比較雇用者給与等支給額 (㉒ - ㉓) × ㉕ (マイナスの場合は0)				㉗
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算				
	継続雇用者給与等支給額の計算 適用年度		継続雇用者比較給与等支給額の計算 前事業年度	
	1		2	
事業年度等 ㉘	：		：	
継続雇用者に対する給与等の支給額 ㉙	円		円	
同上の給与等に充てるため 他の者から支払を受ける金額 ㉚				
同上のうち雇用安定助成金額 ㉛				
差引 ㉙ - ㉚ + ㉛ ㉜				
適用年度の月数 (㉘の3)の月数 ㉝				
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者 比較給与等支給額 ㉜又は(㉜ × ㉝) ㉞			円	
労働者派遣等をした法人の計算				
報酬給与額 別表5の3⑫ ㉟	円	㉟と(㉟ × 75%)のうち少ない金額 ㉠		円
派遣労働者等に支払う報酬給与額 の合計 別表5の3⑬ ㉡		控除対象額 ⑮ × ㉟ / (㉟ + ㉠) ㉢		
派遣先から支払を受ける金額 の合計 別表5の3⑭ ㉣				
事業税を課されない事業等、所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人の計算				
⑫のうち所得等課税事業に係る額 又は⑫ × ④④ / ④⑦ ④④	円	国内における所得等課税 事業に係る期末の従業者数 ④④		人
⑫のうち収入金額等課税事業に 係る額又は⑫ × ④⑤ / ④⑦ ④⑤		国内における収入金額等課税 事業に係る期末の従業者数 ④⑤		
⑫のうち特定ガス供給業に係る額 又は⑫ × ④⑥ / ④⑦ ④⑥		国内における特定ガス供給 業に係る期末の従業者数 ④⑥		
控除対象額 ⑮ × ④④ / ④⑦、③⑨ × ④④ / ④⑦、④⑤ × ④④ / ④⑦、 ③⑨ × ④④ / ④⑦、④⑤ × ④④ / ④⑦又は③⑨ × ④④ / ④⑦ ④⑦		国内における事務所又は 事業所の期末の従業者数 ④⑦		
付加価値額から控除する額の計算				
報酬給与額 別表5の2① ④⑧	円	雇用安定控除調整率 (④⑧ - ④⑨) / ④⑧ ④⑨		
雇用安定控除額 別表5の2② ④⑨		付加価値額からの控除額 ④⑧ × ④⑨、③⑨ × ④⑨又は④⑧ × ④⑨ ④⑩		円

収入金額に関する計算書
第2号
 第3号に掲げる事業
 第4号
 (法第72条の2第1項)

事業 年度	・ ・	法人 名	
----------	--------	---------	--

第六号様式別表六 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) 「別紙十八」

法第七十二条の二十四の二第一項の規定による収入金額		摘要	金額
収入金額の総額			円
		計	①
控除される金額			
		計	②
差引計		①-②	③
法附則第9条第8項の規定による控除額(⑤に掲げるものを除く。)			④
法附則第9条第8項の規定による控除額 (政令附則第6条の2第2項第1号ロ及びハに定める収入金額に係るものに限る。)			⑤
法附則第9条第10項の規定による控除額			⑥
法附則第9条第19項の規定による控除額			⑦
法附則第9条第20項の規定による控除額			⑧
法附則第9条第21項の規定による控除額			⑨
法附則第9条第22項の規定による控除額			⑩
法附則第9条第23項の規定による控除額			⑪
法附則第9条第25項の規定による控除額			⑫
計		③-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨-⑩-⑪-⑫	⑬